

報告第 1 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

専 決 処 分 書

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

・行政職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100

34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	

87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			
122		303,300			
123		303,600			
124		303,900			
125		304,200			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200
2	133,200	185,100	206,400
3	134,200	186,600	207,800
4	135,100	188,000	209,100
5	136,100	189,200	210,400
6	137,100	190,700	211,800
7	138,100	192,100	213,200
8	139,100	193,400	214,600
9	139,900	194,800	215,900
10	140,900	195,800	217,500
11	141,900	197,100	219,100
12	143,000	198,200	220,500
13	143,800	199,400	221,700
14	144,800	200,500	223,200
15	145,800	201,600	224,700
16	146,800	202,700	226,000
17	147,900	203,600	226,900
18	149,200	204,700	227,600
19	150,400	205,700	228,500
20	151,600	206,700	229,500
21	152,700	207,600	230,300
22	153,900	208,700	231,800
23	155,100	209,800	233,100
24	156,300	210,800	234,200
25	157,400	211,700	235,600
26	158,900	212,600	236,900
27	160,400	213,300	238,200
28	161,900	214,200	239,500
29	163,300	215,100	240,300
30	164,700	216,300	241,500
31	166,200	217,300	242,800
32	167,700	218,200	243,900
33	169,100	218,800	245,000
34	170,900	220,000	246,200
35	172,700	221,100	247,300
36	174,500	222,300	248,500
37	176,200	222,800	249,800
38	177,900	223,900	250,800
39	179,600	225,100	252,100
40	181,300	226,100	253,400
41	182,800	226,900	254,400
42	184,200	228,100	255,600
43	185,500	229,100	256,500
44	186,900	230,200	257,800

45	188, 400	231, 300	258, 600
46	189, 700	232, 200	259, 600
47	191, 100	233, 300	260, 700
48	192, 500	234, 300	261, 600
49	193, 800	235, 300	262, 800
50	194, 900	236, 300	263, 800
51	196, 000	237, 300	264, 900
52	197, 200	238, 300	265, 600
53	198, 300	239, 400	266, 500
54	199, 400	240, 400	267, 600
55	200, 300	241, 100	268, 800
56	201, 400	241, 800	270, 000
57	202, 500	242, 700	270, 800
58	203, 500	243, 600	271, 800
59	204, 500	244, 500	272, 900
60	205, 500	245, 200	273, 900
61	206, 600	246, 000	274, 900
62	207, 500	246, 900	276, 000
63	208, 400	247, 800	276, 800
64	209, 300	248, 700	277, 900
65	210, 000	249, 500	278, 700
66	210, 800	250, 300	279, 500
67	211, 500	251, 100	280, 300
68	212, 300	251, 800	281, 100
69	212, 700	252, 500	281, 700
70	213, 300	253, 100	282, 500
71	213, 600	253, 500	283, 300
72	214, 000	253, 900	284, 000
73	214, 200	254, 100	284, 800
74	214, 600	254, 500	285, 500
75	215, 100	255, 000	286, 300
76	215, 700	255, 500	287, 100
77	215, 900	255, 800	287, 700
78	216, 600	256, 200	288, 200
79	217, 100	256, 700	288, 700
80	217, 600	257, 200	289, 100
81	218, 300	257, 500	289, 500
82	218, 600	257, 800	289, 900
83	219, 200	258, 100	290, 400
84	219, 900	258, 400	290, 900
85	220, 500	258, 600	291, 300
86	220, 900	258, 800	291, 900
87	221, 300	259, 100	292, 500
88	222, 000	259, 400	293, 100
89	222, 500	259, 600	293, 400
90	223, 000	259, 800	293, 900
91	223, 500	260, 200	294, 400
92	223, 900	260, 400	294, 800
93	224, 300	260, 700	295, 200
94	224, 700	261, 100	295, 700
95	225, 100	261, 400	296, 200
96	225, 400	261, 700	296, 700
97	225, 700	261, 900	297, 000

98	226, 200	262, 200	297, 400
99	226, 700	262, 400	297, 900
100	227, 200	262, 700	298, 400
101	227, 600	263, 000	298, 800
102	228, 100	263, 200	299, 200
103	228, 700	263, 500	299, 500
104	229, 300	263, 800	299, 800
105	229, 700	264, 000	300, 100
106	230, 200	264, 200	300, 500
107	230, 500	264, 500	300, 900
108	230, 900	264, 700	301, 300
109	231, 100	265, 000	301, 600
110	231, 500	265, 300	302, 000
111	232, 000	265, 600	302, 400
112	232, 400	265, 800	302, 700
113	232, 600	266, 000	302, 900
114	233, 100	266, 300	303, 200
115	233, 600	266, 500	303, 500
116	234, 100	266, 700	303, 700
117	234, 400	267, 000	303, 900
118	234, 800	267, 300	304, 200
119	235, 200	267, 600	304, 500
120	235, 600	267, 900	304, 700
121	236, 000	268, 100	304, 900
122		268, 300	305, 200
123		268, 600	305, 500
124		268, 900	305, 700
125		269, 100	305, 900
126		269, 300	306, 200
127		269, 600	306, 500
128		269, 900	306, 700
129		270, 100	306, 900
130		270, 300	307, 200
131		270, 600	307, 500
132		270, 900	307, 700
133		271, 100	307, 900
134		271, 300	
135		271, 600	
136		271, 900	
137		272, 100	

備考 この表は、機器の運転操作その他事務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

第2条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第1号中「12, 000円」を「16, 000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23, 000円」を「27, 000円」に、「12, 000円」を「16, 000円」に改め、同号イ中「23, 000円」を「

27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第16条の4第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条の4第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第10条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第10条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第10条の2第1項第1号に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第10条の2第2項の規定に

より算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2, 000円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

報告第 2 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

専 決 処 分 書

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 1 2 月 1 3 日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の
整備に関する条例

(南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業を

している非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達

日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤

務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事
。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第17条中「育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第18条第1項中「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「規定による育児時間」の次に「(以下「育児時間という。）」を、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を

行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「（法第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。以下同じ。）」を加える。

第8条第5項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、「第16条第1項の」を「同項の」に改める。

第16条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、同条第3項中「、若しくはその職を失い」を削る。

第16条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当してその職を失った職員を除く。）」を削る。

第16条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、同条第2項中「、若しくはその職を失い」を削る。

（南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正）

第4条 南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第３条中南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第８条第５項、第１６条、第１６条の２及び第１６条の４の改正規定並びに第４条の規定は、令和元年１２月１４日から施行する。

報告第 3 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

専 決 処 分 書

南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定
について

南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和2年 2月 3日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第3条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 給与条例第3条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の号俸)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、組合長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 給与条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第10条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第8条 給与条例第13条第1項、第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、組合長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日給)

第9条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条第2項中「において、正規の勤務時間」とあるのは、「において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第10条 第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第13条、第9条の規定により準用する給与条例第14条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び休日給の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして組合長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲

、手当の額及びその支給方法は、南空知公衆衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年条例第1号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第13条 第8条の規定により準用する給与条例第13条、第9条の規定により準用する給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから組合長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第14条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月31日から翌年の1月5日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当た

りの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第16条 特殊勤務手当条例に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で組合長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第18条の規定により休日勤務に係る報酬が

支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で組合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で組合長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する

時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第19条 第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第17条、第18条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして組合長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第16条第3項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して組合長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして組合長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、期末手当を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第21条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、組合長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外の

とき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第22条 第17条、第18条で規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第15条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから組合長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第15条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第15条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第23条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第24条 給与条例第6条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第25条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条の3第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第10条の3第2項から第6項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、組合長が規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）の例による。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第11条及び第20条第1項の規定により準用する給与条例第16条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の65」とする。

議案第 1 号

令和元年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,921 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 424,661 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 2 7 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

款	項	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
1 分 賦 金		千 円 380,818	千 円 △6,754	千 円 374,064
	1 分 賦 金	380,818	△6,754	374,064
3 諸 収 入		33,182	1,833	35,015
	1 雑 入	33,179	1,833	35,012
歳 入 合 計		429,582	△4,921	424,661

(歳 出)

款	項	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
2 総 務 費		千 円 18,474	千 円 △60	千 円 18,414
	1 総務管理費	18,377	△60	18,317
3 清 掃 費		407,010	△4,861	402,149
	1 清 掃 費	407,010	△4,861	402,149
歳 出 合 計		429,582	△4,921	424,661

議案第 2 号

令和 2 年度南空知公衆衛生組合一般会計予算

令和 2 年度南空知公衆衛生組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 640,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は 100,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金 額
1 分 賦 金		千 円 5 1 9 , 6 2 5
	1 分 賦 金	5 1 9 , 6 2 5
2 国 庫 支 出 金		8 4 , 3 3 3
	1 国 庫 補 助 金	8 4 , 3 3 3
3 繰 越 金		3 , 0 0 0
	1 繰 越 金	3 , 0 0 0
4 諸 収 入		3 3 , 2 4 2
	1 雑 入	3 3 , 2 3 9
	2 預 金 利 子	3
歳 入 合 計		6 4 0 , 2 0 0

(歳 出)

款	項	金 額
1 議 会 費		千 円 6 2 8
	1 議 会 費	6 2 8
2 総 務 費		1 7, 6 3 9
	1 総 務 管 理 費	1 7, 5 4 2
	2 監 査 委 員 費	9 7
3 清 掃 費		6 1 8, 8 4 5
	1 清 掃 費	6 1 8, 8 4 5
4 公 債 費		8 8
	1 公 債 費	8 8
5 予 備 費		3, 0 0 0
	1 予 備 費	3, 0 0 0
歳 出 合 計		6 4 0, 2 0 0